

公用車売却 公募入札要領

1 入札に付する物件

普通貨物自動車 1台

車両は現状渡しとなります（引渡し後の不調又は故障についての補償はいたしません。）。

2 車両情報

自動車登録番号	香川 100 あ 6333
登録年月日	令和 7 年 8 月 25 日
初度登録年月	平成 17 年 8 月
車台番号	X Z U 4 1 1 - 0 0 1 3 7 3 0
車名	日野
型式	P B - X Z U 4 1 1 M
原動機の型式	S 0 5 D
自動車の種別	普通
用途	貨物
自家用・事業用の別	事業用
車体の形状	バン
乗車定員	3 人
車両重量	3,500 kg
車両総重量	5,665 kg
前前軸重	1,600 kg
後後軸重	1,900 kg
長さ	620 cm
幅	215 cm
高さ	275 cm
総排気量	4.89ℓ
燃料の種類	軽油
車検満了日	令和 7 年 8 月 22 日（車検切れ）
ミッション	マニュアル
ハンドル	右
色	白
走行距離	109,249 km （令和 8 年 1 月 8 日現在）

※ 昇降機付

※ 走行距離は、車両管理上伸びることがあります。

3 最低売却価格

355,782 円

※ 最低売却価格には、消費税及び地方消費税並びに自動車リサイクル料金（8,640 円）は含みません。

4 入札参加資格

- (1) 観音寺市内に事業所又は住所を有する者
 - (2) 契約締結日から 30 日以内に全額支払が可能な者
 - (3) 次の事項に該当する者は申込みできません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に定められた公有財産に関する事務に従事する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員
 - エ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ※ 申込みをした者が、入札参加者（落札した場合はその物件の購入者）となります。
- ※ 申込書を提出した者でも、資格審査によりお断りする場合があります。

5 申込受付期間及び場所

- (1) 申込受付期間及び時間

ア 期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 18 日（水）まで

イ 時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

※ 郵送の場合は、令和 8 年 2 月 18 日（水）必着

- (2) 場所

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号

観音寺市役所 総務部総務課資産経営係（本庁舎 4 階）

申込書類を上記場所に持参又は郵送してください。

6 申込時に必要なもの

(1) 入札参加申込書（様式1）

申込書類の印鑑は、印鑑登録済みのもの（実印）を使用してください。

(2) 印鑑証明書

申込日前3か月以内に発行されたもの

(3) 法人の場合は、履歴事項全部証明書を提出してください。

（申込日前3か月以内に発行されたもの）

個人の場合は、身分証明書を提出してください。

(4) 完納証明書（滞納が一切ないことの証明書）

入札に参加する者が居住（法人の場合は所在）している市町村税の完納証明書を提出してください。

申込日前3か月以内に発行されたもの

(5) 委任状（様式2）

委任行為がある場合のみ提出してください。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求める場合があります。

※ 上記提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

※ 申込後、何らかの事情により入札に参加できなくなった場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

7 売却物件の公開

(1) 公開日時

令和8年2月16日（月）午後2時から午後3時まで

(2) 公開場所

〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号

観音寺学校給食センター

※ 現在の観音寺市学校給食センター（観音寺市瀬戸町一丁目9番28号）とは所在地が異なりますので、場所をお間違いないよう御注意ください。

(3) 参加方法

公開日に、直接公開場所へお越しください。なお、公開日時以外の時間帯は対応できません。

※ 公開日に参加しなくても入札には参加できますが、入札対象車両に関する全ての事項を了承されているものとみなします。

8 代理人による入札

申請者（本人）以外の者（代理人）が入札に参加される場合、代理人は入札前までに本人

からの委任状（様式2）を提出してください。なお、委任状については、本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印してください。

9 買受者決定方法

- (1) 有資格者が1名以上ある場合に入札を実施します。
- (2) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、観音寺市が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - イ アに該当する者が2名以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
 - ウ 開札後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者にお知らせします。

10 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時
令和8年2月25日（水）午後2時
- (2) 入札場所
〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市役所本庁舎2階 203会議室

※ 時間に遅れた場合はいかなる理由があっても失格とします。

11 入札に必要なもの

- (1) 入札書（様式4）
 - ア 入札書は必ず当市指定のものを使用してください。
 - イ 金額の記入は、算用数字（0, 1, 2, 3, 4 ··· 9）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
 - ウ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を記入してください。
 - エ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないように十分注意してください。
 - オ 金額以外の記入箇所については、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。
 - カ 代理人が入札に参加される場合は、事前に提出していただいた委任状に基づき、受任者（代理人）の記名押印をしてください。

キ 入札書は封筒に入れ、表に件名を記入の上、申込時に提出していただいた印鑑登録された実印で封印してください。

(2) 委任状（様式2）（本人以外が入札に参加する場合のみ）

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出せずに代理人がした入札
- (3) 指定した時刻までに提出しなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (6) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (7) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (8) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札
- (9) 入札金額、入札者の氏名、押印その他主要部分が認識し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 最低売却価格未満の入札
- (12) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (13) 郵便をもって送付してきた入札
- (14) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

13 契約の締結・売買代金の支払

(1) 契約金額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税並びに自動車リサイクル料金（8,640円）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

(2) 市と落札者との売買契約は、該当物件の入札実施日から10日以内に観音寺市総務部総務課資産経営係において締結しなければなりません。

※ 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

(3) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

(4) 落札者は、契約日から30日以内に市が発行する納入通知書で全額納付しなければなりません。

(5) 契約締結後、売買代金の支払が指定日までに行われなかった場合には、落札物件の引渡しは行いません。

- (6) 車両に関する変更手続（名義変更手続、車両登録番号の変更、車両の運搬等）については、全て落札者の責任において行ってください。
- (7) 落札者は、落札物件の変更手続前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

14 車両の引渡し

- (1) 車両は、契約金額の全額納付、名義変更手続等の完了を確認した上で引き渡します（確認後7日以内の引渡しとします。）。
- (2) 引取りの際には、予定日を事前に観音寺市総務部総務課資産経営係（0875-23-3900）までご連絡ください。引渡し中に事故等が発生した場合においても、市は一切の責任を負いません。
- (3) 車両は、観音寺学校給食センターでの引渡しになります。
- (4) 車両のデザイン及び文字は、引渡し後1か月以内に落札者が塗りつぶし等により削除してください。また、シール等の除去後にデザイン及び文字が識別できる後が残った場合にはその後も塗りつぶし等により削除してください。削除した証明として、削除後の写真を観音寺市総務部総務課資産経営係まで提出してください。

15 お問い合わせ先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所 総務部総務課資産経営係（市役所本庁舎4階）

電話番号 0875-23-3900

FAX 0875-23-3920

E-mail sisankeiei@city.kanonji.lg.jp